

役員等報酬規程

社会福祉法人六心会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人六心会の理事・評議員及び監事（以下「役員等」という）が理事会若しくは評議員会に出席する場合、又は法人が実施する事業の運営のための業務（以下、「法人業務」という。）にあたった場合は、役員等報酬及び交通費その他費用（以下、「旅費」という。）を支給するものとする。ただし、施設長等施設の職員である常勤役員等については、報酬を支給しないものとする。

(役員等報酬及び旅費支給基準)

第2条 役員等が理事会若しくは評議員会に出席する場合、又は法人業務にあたった場合は次のとおり役員等報酬及び旅費を支給するものとする。

一. 役員等が理事会若しくは評議員会に出席する場合

イ. 日 当 10,000 円（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下、同じ。）

ロ. 交通費 実費額（交通費は最も経済的な経路及び方法に基づいて計算を行う。

ただし、天災等その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって移動し難い場合には実際の経路及び方法によって計算する。以下、同じ。）

二. 役員等が法人業務にあたった場合

イ. 日 当 10,000 円

ロ. 交通費 実費額

ハ. 宿泊費 実費額

(役員等報酬及び旅費の精算)

第3条 役員等報酬及び旅費は、原則として理事会若しくは評議員会出席後、または法人業務終了後、現金にて支給する。ただし、必要があると認められる場合は事前に概算額を支払い、業務終了後に精算することができる。

附 則 この役員等報酬規程は、

平成27年11月17日から施行する。

平成28年5月23日より一部改訂（第1条第1項及び第2項）

平成29年5月29日より一部改訂（第1条）

平成30年3月26日より一部改訂（第1条～第4条）

令和6年3月26日より一部改訂（第1条・第2条・4条）